

催し・講座

忠生公園

●自然観察会～森と水辺の春の生きものを見つけよう

小学生以上の方(保護者同伴の場合は未就学児の参加も可) 4月7日(日)午前9時30分～11時30分(雨天中止) 相模原市立博物館学芸員・秋山幸也氏 定20人(申し込み順) 4月6日までに電話で同公園(☎792・1326、受付時間=午前9時～午後5時)へ。

相原中央公園

●新緑の里山ノルディックウォーク 2本のポールを使って、新緑の里山をウォーキングします(5km程度)。

5月6日(振休) 午前9時～午後1時ごろ、集合は午前8時50分に相原駅西口 相原中央公園散策路、周辺の尾根道 ノルディックウォーク町田相原・吉田真由美氏 定20人(申し込み順) 費500円 4月24日までに直接または電話で同公園管理事務所(☎772・1449、受付時間=午前9時～午後8時)へ。

知財無料相談会

知的財産(知財)に関する悩みを弁理士に相談することができます。対面相談とオンライン相談のどちらも可能です。

原則毎月第2木曜日、午後1時から、午後2時から、午後3時から(各50分程度) 町田新産業創造センター 定各1組(申し込み順) 同センターHP(右記二次元コード)で申し込み。 産業政策課 ☎724・3296



町田市内中小企業者向け支援制度

産業政策課 ☎724・3296

市では、市内事業者の皆さんに活用いただける各種支援制度を用意しています。対象者、補助率、申請書類等の詳細は、市HP(各二次元コード)をご覧ください。

【補助制度】

○新設 公設試験研究機関での利用補助

補助対象事業 2025年3月14日までに実施する、商品の開発・改良を目的に行う公設試験研究機関での依頼実験、機器利用

※予算上限に達した時点で申請受付を終了します。

○新商品・新サービス開発への補助

補助対象事業 対象者が単独または他企業と連携して行う、新たな商品・サービスの開発及び実証実験(交付決定日か



ら2025年2月28日までに実施するもの)

○産業見本市出展への補助

補助対象事業 2025年3月31日までに国内、国外またはオンラインで開催される見本市・展示会等に出展する事業 ※予算上限に達した時点で申請受付を終了します。



○事業承継への補助

補助対象事業 2025年3月14日までに実施する、次のいずれかの事業 ①専門事業者によるコンサルティング等を受ける事業 ②専門事業者にM&Aの仲介を委託する事業

※予算上限に達した時点で申請受付を終了します。



○特許権等の産業財産権取得への補助

補助対象事業 2025年3月31日までに終了する次のいずれかの事業 ①特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願

②特許出願に係る出願審査請求 ※予算上限に達した時点で申請受付を終了します。

【認定事業】

○町田市トライアル発注認定制度

市内事業者が開発する新規性の高い優れた商品・サービスの信用力向上や販路拡大を支援するため、同制度により、一定の基準を満たした商品及び開発した事業者を認定しています。認定された商品は、市が作成する「認定商品カタログ」、市HP等に掲載します。また、認定期間中は市の中小企業融資制度や産業見本市出展支援事業においても優遇を受けることができます。



後期高齢者医療保険料が改定されました

個別のご相談・個人情報を含むこと=保険年金課 ☎724・2144、制度について=広域連合お問合せセンター ☎0570・086・519 (IP電話の方は ☎03・3222・4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しがあります。医療費の総額と1人当たりの医療費が、今後さらに増加することが見込まれるため、東京都後期高齢者医療広域連合では、均等割額と所得割額を 図1 のとおり改定しました(医療費の負担の内訳は 図2 を参照)。

※所得の低い方には、保険料の軽減を行っています(所得の申告が必要となる場合有り)。

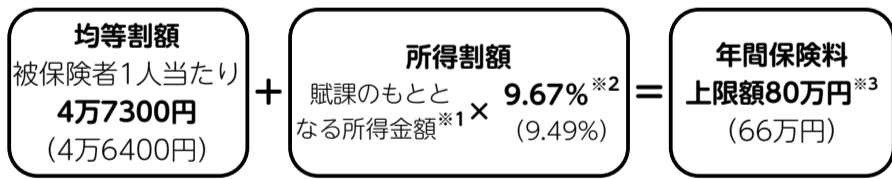
【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています(表1)。

【所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策)】

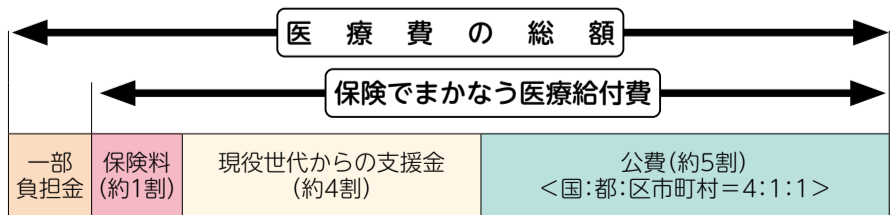
被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています(表2)。

図1 令和6・7年度の保険料率 ()は、令和4・5年度



※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
 ※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度にはすべての被保険者の所得割率が9.67%となります。
 ※3 次の方は、令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。
 ①昭和24年3月31日以前に生まれた方 ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方(障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く)

図2 医療費の負担の内訳



皆さんに納めていただく保険料

皆さんが医療機関等の窓口で支払った自己負担分

【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

【保険料の納め方について】

次に該当する方は、一定期間は普通徴収(納付書による納付)となります。○75歳になった方または65～74歳で一定の障がいがあると広域連合から認定された方

○上記の資格を有し、他の区市町村から転入された方

その後、公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方は、特別徴収(公的年金から天引き)に自動的に切り替わります。

特別徴収の対象とならない方は、普通徴収(納付書による納付)もしくは手続きにより「口座振替」による納付が可能です。納付忘れの心配がなく、便利な口座振替をぜひご利用ください。

※国民健康保険税の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申し込み手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

表1 均等割額の軽減の概要

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(29万5000円[注1]×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(54万5000円[注2]×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和6年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。
[注1] 令和5年度は29万円 [注2] 令和5年度は53万5000円

表2 所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%